

県立高等学校の入学者選抜で 特別な措置を必要とする志願者の出願について

入学者選抜における学力検査等で、障害や病気等により、中学校等で配慮や支援を受けている方が受検する場合、検査等の公平・公正を確保した上で、必要な措置を講じています。

志願者や保護者が入学者選抜で特別な措置を希望する場合の対応や流れなどは、次のようになっています。

○ 出願前に行うこと（流れ）

① 志願者の保護者から中学校等へ申請

（令和7年10月14日（火）～令和8年1月16日（金）（原則））

障害や病気等により、学力検査、面接及びプレゼンテーション等を受ける上で特別な措置を必要とする志願者の保護者は、在籍している中学校等に相談し、「障害のある受検者等に対する特別措置申請書」（様式第13号）（実施細則及び県教育委員会ホームページに入学願書等様式を掲載）を中学校等に提出します。

② 中学校等から高等学校へ連絡

③ 高等学校から県教育委員会へ受理の連絡

④ 高等学校と県教育委員会との間で内容の確認及び具体的措置案の調整

⑤ 高等学校と中学校等との間で内容の確認及び具体的措置案の確認

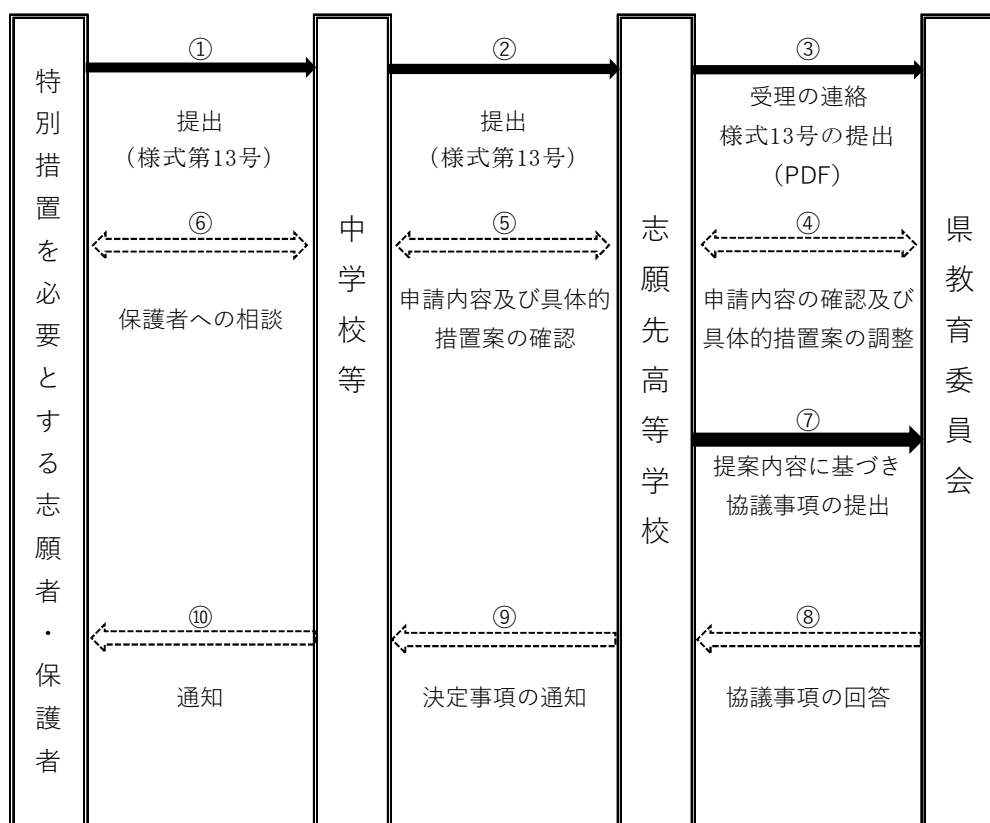
⑥ 中学校等から保護者との間で内容の確認

⑦ 高等学校から県教育委員会へ協議事項の提出

⑧ 県教育委員会から高等学校へ協議事項の回答

⑨、⑩ 高等学校から中学校等を通して志願者の保護者へ回答

〔受検上の特別措置申請手続きの流れ〕



○ 入学者選抜における配慮の具体例

受検者の状況等	配慮の具体例
視覚に障害のある場合	・拡大鏡の持参使用 ・問題用紙の拡大 など
聴覚に障害のある場合	・監督者の指示が聞き取りやすいような座席の配置 ・補聴器の装用 など
肢体不自由の場合	・車椅子の持参使用 など
糖尿病の場合	・保健室での補食や血糖値測定、インスリン注射 など
読字に障害のある場合	・問題用紙へのルビふり など
その他	・通常の検査室で受検することが困難な受検者に対する別室での受検 ・当該受検者及び保護者の要望により特別な配慮が必要と考えられるもの など

なお、上に示したものはこれまでの事例であり、実際には、受検者の状況等に応じて個別に対応します。

○ 特別な措置に関するQ & A

Q 1 特別な措置を申請すると合否に影響を与えますか。

A 1 特別な措置を申請したことが、合否に影響を与えることはありません。

Q 2 特別な措置は、いつまでに志願先校へ申請すればよいですか。

A 2 原則として、**令和7年10月14日(火)～令和8年1月16日(金)**の間に、できる限り早く申請してください。医師の診断や個別の教育支援計画に基づき、これまでに中学校等で行ってきた「合理的配慮」を示した上で、事前に申請する必要があります。可能な限り、出願の受付前に協議を終えることができるようにお願いします。

Q 3 出願後に突然の怪我等により特別な措置が必要になった場合、特別な措置をしてもらえますか。

A 3 怪我等により通常の受検が困難になった場合、速やかに在籍している中学校等に相談し、「障害のある受検者等に対する特別措置申請書」(様式第13号)を中学校等に提出してください。中学校等から提出された申請書の内容に基づいて、志願先校長は、県教育委員会と特別な措置について協議します。

○ 相談窓口

■ 申請に関するご相談はこちら

- ・志願先の県立高等学校
- ・茨城県教育庁学校教育課高校教育課高校教育改革推進室入試制度改革担当
E-mail kokyo2@pref.ibaraki.lg.jp 電話 029-301-5248

■ その他、合理的配慮に関すること

- ・茨城県教育庁学校教育課義務教育課
E-mail gikyo2@pref.ibaraki.lg.jp 電話 029-301-5226
- ・茨城県教育庁学校教育課特別支援教育課
E-mail tokukyo2@pref.ibaraki.lg.jp 電話 029-301-5280

■ 入学後の合理的配慮に関するご相談はこちら

- ・茨城県教育庁学校教育課高校教育課指導G特別支援教育担当
E-mail kokyo@pref.ibaraki.lg.jp 電話 029-301-5260

※御相談は、可能な限りメールで送信いただくよう御協力願います。